

野田市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第43号

野田市庁舎管理規則の一部を改正する規則

野田市庁舎管理規則（平成16年野田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 宣伝、勧誘、署名その他これらに類する行為

附 則

この規則は、公布の日から施行する。